

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シテューワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

労災保険行政事件の審理における若干の問題に関する規定
(2014年6月18日法積[2014]9号として公布、同年9月1日施行)

労災保険行政事件を正しく審理するため、「中華人民共和国社会保険法」、「中華人民共和国労働法」、「中華人民共和国行政訴訟法」、「労災保険条例」その他の関係する法律及び行政法規の規定に基づき、行政裁判実務を併せ考慮して、本規定を制定する。

第1条 人民法院は、労災認定行政事件を審理する場合において、「労災保険条例」第14条第(六)号の「本人の主な責任」、第16条第(二)号の「酩酊又は薬物使用」及び第16条第(三)号の「自傷又は自殺」等の事由が存在するか否かを認定するときは、権限を有する機構が発行した事故責任認定書及び結論性意見並びに人民法院の効力が発生した裁判等の法的文書を根拠としなければならない。但し、事故責任認定書及び結論性意見を覆すに足る反証がある場合を除く。

前述の法的文書が存在せず、又は内容が明確でない場合において、社会保険行政部門が前項の事実について認定を行ったときは、人民法院は、社会保険行政部門により提供された関連証拠を併せ考慮して法により審査を行わなければならない。

「労災保険条例」第16条第(一)号の「故意の犯罪」の認定は、刑事捜査機関、検察機関及び裁判機関の効力が発生した法的文書又は結論性意見を根拠としなければならない。

第2条 人民法院は、労災認定行政事件を受理した後に、原告又は第三者が行政訴訟を提起する前に既に労働関係の存在の有無について労働仲裁を申し立て、又は民事訴訟を提起していたことが分かった場合には、行政事件の審理を中止しなければならない。

第3条 社会保険行政部門が次の各号に掲げる単位を労災保険責任負担単位であると認定する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

- (一) 従業員が2以上の単位と労働関係を確立している場合において、労災事故が発生したときは、従業員が勤務していた単位を労災保険責任負担単位とする。
- (二) 労務派遣単位の派遣する従業員が雇用単位において勤務していた期間に業務により死傷した場合には、派遣単位を労災保険責任負担単位とする。
- (三) 単位が任命し他の単位に派遣して勤務させていた従業員が業務により死傷した場合には、任命し派遣させていた単位を労災保険責任負担単位とする。
- (四) 雇用単位が、雇用主体資格を具備しない組織又は自然人に対し、法律・法規の規定に違反して請負業務を一括下請負させている場合において、当該組織又は自然人の採用した従業員が請負業務に従事している際に業務により死傷したときは、雇用単位を労災保険責任負担単位とする。
- (五) 個人が他の単位に形式上所属しながら対外的に経営している場合において、当該個人の採用した人員が業務により死傷した場合には、形式上の所属先である単位を労災保険責任負担単位とする。

前項第(四)及び(五)号により明確にされた労災保険責任負担単位は、賠償責任を負担し、

又は社会保険取扱機構が労災保険基金から労災保険給付を支払った後に、関連組織、単位及び個人に求償する権利を有する。

第4条 社会保険行政部門が次の各号に掲げる事由を労災と認定する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

- (一) 従業員が業務時間及び就業場所内で傷害を被った場合において、業務以外の原因により発生したものであると証明する証拠を雇用単位又は社会保険行政部門が有しないとき。
- (二) 従業員が、雇用単位の組織した活動に参加し、又は他の単位が組織した活動に雇用単位の指示を受けて参加して傷害を被ったとき。
- (三) 業務時間内に、従業員がその業務職責に関連する複数の就業場所間を移動する場合の合理的な区間において業務のために傷害を被ったとき。
- (四) その他業務職責の履行に関連して業務時間及び合理的な区間内において傷害を被ったとき。

第5条 社会保険行政部門が次の各号に掲げる事由を「業務のための外出期間」と認定する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

- (一) 従業員が雇用単位の指示を受けて、又は業務の必要のために、就業場所以外において業務職責に係る活動に従事していた期間
- (二) 雇用単位の指示を受けた従業員の外部学習又は会議の期間
- (三) 業務の必要による従業員のその他の外出活動期間

従業員が業務のための外出期間に、業務又は雇用単位の指示を受けた外部学習若しくは会議と関係のない個人的な活動に従事して傷害を被った場合において、社会保険行政部門が労災と認定しないときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第6条 社会保険行政部門が次の各号に掲げる事由を「通勤途中」と認定したものについて、人民法院は、これを支持しなければならない。

- (一) 合理的な時間内に就業地と住所地、常居所又は単位宿舍とを往復する場合の合理的な経路における通勤途中
- (二) 合理的な時間内に就業地と配偶者、父母又は子の居住地とを往復する場合の合理的な経路における通勤途中
- (三) 日常業務・生活上必要なものに該当する活動に従事し、かつ、合理的な時間内及び合理的な経路における通勤途中
- (四) 合理的な時間内のその他の合理的な経路における通勤途中

第7条 従業員又はその近親者自身の原因によらずに労災認定の申請期限を過ぎた場合には、遅れた期間は労災認定申請期間内に算入しない。

次の各号に掲げる事由のいずれかがあって申請期限に遅れた場合には、従業員又はその近親者自身の原因に帰せられないと認定しなければならない。

- (一) 不可抗力
- (二) 人身の自由が制限されていたとき。
- (三) 雇用単位の原因に帰せられるとき。
- (四) 社会保険行政部門の登記制度に不備があったとき。
- (五) 労働関係の存在の有無について当事者が仲裁を申し立て、又は民事訴訟を提起していたとき。

第8条 従業員が第三者に起因して傷害を被った場合において、従業員又はその近親者が既に第三者に対して民事訴訟を提起し、又は民事賠償を得ていることを理由として、社会保険行政部門が労災認定申請の不受理又は労災不認定の決定を下したときは、人民法院は、これを支持しない。

従業員が第三者に起因して傷害を被り、社会保険行政部門が既に労災認定を下している場合において、従業員又はその近親者が第三者に民事訴訟を提起せず、又は民事賠償を得ずに、社会保険取扱機構を提訴して労災保険給付の支払いを要求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

従業員が第三者に起因して労災に至った場合において、従業員又はその近親者が既に第三者に対して民事訴訟を提起していることを理由として、社会保険取扱機構が労災保険給付の支払いを拒絶したときは、人民法院は、これを支持しない。但し、第三者が支払済みの医療費用を除く。

第9条 労災認定の申請者又は雇用単位が関係状況を隠蔽し、又は虚偽の資料を提供したことにより、労災認定に誤りが生じた場合には、社会保険行政部門は、訴訟において法によりこれを更正することができる。

労災認定が法により更正された後に、原告が訴え取下げを申請しない場合において、原労災認定を下した際に社会保険行政部門に誤りのあったときは、人民法院は違法確認の判決をしなければならないが、社会保険行政部門に誤りがなかったときは、人民法院は原告の訴訟請求を退けることができる。

第10条 最高人民法院が以前に発布した司法解釈と本規定とが一致しない場合には、本規定を基準とする。

（法令原文名称：关于审理工伤保险行政案件若干问题的规定）